

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	真野浄水場中央監視装置保守点検業務
委託業務場所	大津市真野四丁目ほか
概要	(1) 真野浄水場中央監視設備の点検および緊急故障修理 (2) 真野取水場遠方監視装置の点検および緊急故障修理 (3) 真野低区配水池遠方監視装置の点検および緊急故障修理 (4) 真野浄水場場内の流量計の点検および緊急故障修理
契約期間	委託業務開始日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和2年4月1日
契約金額	8,250,000円
契約の相手方	[名称] 横河ソリューションサービス株式会社 関西支社 [所在地] 大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号
契約相手方の選定理由	保守点検業務を実施する中央監視装置は、取水場、浄水場、配水池施設の常時監視制御用設備であり、システム異常が発生した場合は、迅速な修理復旧する必要がある。 また、点検修理の対象となる装置は、すべて横河電機株式会社の製造であり、既設監視装置の製造会社以外では、システム全体に関する専門知識や、故障部品の調達及び装置の品質保証の観点より適正な業務の履行は困難である。よって、上記業者唯一の保守部門である横河ソリューションサービス株式会社と随意契約を締結する。
担当課・電話番号	浄水施設課 077-528-2965
根拠規程	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。